



令和8年2月2日

第 5 号



「法」について

和光中学校の毎月の「道徳の日」は、学期に1回に変更になりました。「道徳の日」では、さまざまな人の生き方や社会情勢についての話を聞き、自分自身の心と向き合いじっくり考える時間をもっています。今年度最後の5回目は、「法」についてです。裏面の2つのエピソードを通じて、「法」について考えました。生徒の感想では、刑事裁判と民事裁判の相違点を見つけながら、裁判員制度についての自分なりの意見を書いていました。裁判などを含む公民は主に3年生の社会科で学習しますが、道徳で取り上げることで、世の中で起きている出来事に関心をもつことができると思います。

☆ 生徒の感想 ☆ 【※ 裏面：放送内容】

人情をとるか法律をとるか被告人の状況を考えながら罪を考えるのは難しいことだと思った。

法を知った上で原告と被告両者の言い分を聞いて判断するのは難しいと思った。罪を犯した経緯や事情と双方の権利を考慮すると、仕方ないで済ませてよいのか正当性を見抜くことは難しいと分かった。

刑事事件か民事事件かによって権利や義務の関係がまったく違ってくると思った。行った犯罪に目を向けるのか、事情に目を向けるのかどちらで判断するのかを決めることは難しいと感じた。

同じ罪を犯した人がいたとして、その人の事情によって判決が変わってしまうことは、法律上は不平等でも背景によっては対等な判断とも言えるため、厳しいと感じました。どちらが正しいのか答えがないものに判決を出すことは、人によって意見が分かれてしまう。

今は裁判員制度が整ったことにより国民が法について触れられる良い機会があります。裁判は人の権利や未来を左右するものです。自分の良心を大切に人々を裁くことの重要性を学ぶことができました。

「法は人間が運用するもの」という言葉が心に残った。民事裁判では、関係者同士で和解の道を探っていき、両者間での落とし所を見つけることが大切だが、刑事裁判は国家の法として大事にしなければならない一線があると分かった。

①のエピソードのような同情してしまうような事件でも法で正しく裁かれているから国民の平和が保たれるのだとわかりました。しかし、民事裁判では、正しさだけでなく思いやりも必要だと思い、判断するのは難しいと感じました。

「法」について

2026/1/20 実施



2009年から「満18歳以上のくじで選ばれた国民が裁判員として刑事裁判に参加し、裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪ならどのような刑罰を科すべきかを判断する」という裁判員制度がスタートするなど、「法」が身近な存在になっています。とある試算によれば、一生涯で約120人に1人が選ばれるようです。

下の2つのエピソードを通じて、「法」に関心をもつとともに、異なる2つの選択肢のどちらも選択することが難しいこと（ジレンマ）について深く考えるきっかけにしてほしいと思います。

① 『イギリスの小さな町から』より 加藤秀俊先生（元京都大学の先生）のイギリスでのエピソード

ある日、万引きした男が捕まりました。市場で900円相当の肉をコートの下に隠して逃げようとしたのです。彼には7人の子どもがおり、仕事は半分失業状態でした。彼が肉を盗んだのも、その日まったく無一文で、子どもたちに食べさせるものが何もなくあったからでした。

事情を聞けば、大いに同情したくなります。だが、盗みは盗みです。彼は起訴され、法廷に連れていかれました。判決は禁固3か月でした。わずか900円くらいの肉の盗みなのに、と加藤さんは思いました。しかし、治安官（町を代表して市民から選ばれ、事件を裁定する人）は、判決の理由をこう述べました。

「自分のものでないものをとる人間から公衆は守られる権利がある。その物の値段の多少は、この際問われるべきでない。」

被告は、薄汚れた上着を着てうなだれています。彼は今から刑務所に行かなければなりません。これから3か月、彼の家族はどんなふうに暮らせばよいのでしょうか。しかし、同情の余地はあっても罪は罪なのです。

加藤さんは自ら考えこみました。

② アメリカ第16代大統領、リンカーンの弁護士時代のエピソード

一人の男が、ある女性に貸した金を取り立てるための訴訟を頼みに来ました。その男の要求は、法律上十分な理由がありました。しかし、相手の女性は、子どもを抱え、やっと暮らしができる人でした。リンカーンは、その訴訟を断りました。そしてその男に次のように言いました。

「たとえ、法律上権利のあることでも、人間として当然遠慮しなければならないことがあるものです。あなたは、このことによってとても困っているというわけでもない。こんな気の毒なお金を取り立てるかわりに、ほかになんとか自分でかせぐ方法をお考えになってはどうでしょうか?」と。

③ 2つのエピソードから

一見、イギリスの例（①）はひどく冷たいように感じ、リンカーンの話（②）には拍手をしたくなるような心境になるかもしれません。しかし2つのエピソードには違いがあり、①は刑事事件（国家＝検察対個人で犯罪を裁き刑罰を科すもの）で、②は民事事件（個人同士の権利・義務などの争い）です。また、①は法の遵守や法の執行という厳しく公正を守るという問題であるのに対して、②は弁護士の個人的な判断です。リンカーンのもとを訪れた男には、貸した金を返せという権利が当然あるし、借りた女性は返済の義務があります。リンカーンの弁護士としての考えは否定できませんが、それと権利や義務との関係はまったく戦う場所が違う話です。

法は人間が運用するものです。①の男が裁判にかけられるとき、裁判官はいろいろな事情を聞き、刑罰を判断します。おそらく情状酌量（裁判官が、判決に当たって、犯罪に至った事情のあわれむべき点をくんで、刑罰を軽くすること。）によって、一定の期間に罪を犯さないことを条件に刑の執行を免除する判決（執行猶予判決）を受けたことでしょう。

裁判員制度が一般化し、様々な情報が飛び交う今、有罪か無罪かを見抜く目が求められています。この2つのエピソードを参考に、「法」について考えるきっかけにしてください。

前回「夢をかなえるために必要なこと」の通信欄に保護者の方から感想をいただきました。貴重なご意見ありがとうございました。一部紹介させていただきます。

「日々の1つ1つのことを一生懸命取り組んでいくこと」は大人でさえ難しいテーマだと思います。どうしても周りに流されてしまうのが人間の常だと…でも親が、ひいては大人たちが実践していく姿を子どもたちに見せることで「自分も頑張ってみよう!」と努力していつてくれることを切に願う今日この頃です。今年も1年間お世話になりました。

